



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行: もりまさお社会保険労務士事務所

8
2025

要チェック

130 万円の壁対策

キャリアアップ助成金(短時間労働者労働時間延長支援コース)を新設

キャリアアップ助成金として、「短時間労働者労働時間延長支援コース」が新設されました(令和 7 年 7 月 1 日～)。これは、106 万円の壁対策である「社会保険適用時処遇改善コース」の「労働時間延長メニュー」の要件を見直すとともに、助成額を拡充し、130 万円の壁対策として新設されたものです。その概要は次のとおりです。

……キャリアアップ助成金(短時間労働者労働時間延長支援コース)の概要(厚労省のリーフレットより)……

拡充

年収の壁対策

労働者 1 人につき最大 75 万円助成します!

キャリアアップ助成金

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1 人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5 時間以上	—	50 万円	40 万円	30 万円
4 時間以上 5 時間未満	5 % 以上			
3 時間以上 4 時間未満	10 % 以上			
2 時間以上 3 時間未満	15 % 以上			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

要件		1 人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に 2 時間以上延長	—	25 万円	20 万円	15 万円
—	基本給を更に 5 % 以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

社会保険加入時点の取り組み内容(1 年目)と 2 年目の取り組み実施後(2 年目)で比較

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が 30 人以下である事業主を指します。

注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の 6 か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

手続き

- 助成金を受けるには、事前※に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで(令和 7 年 10 月 1 日加入の場合、同年 9 月 30 日まで)
- 取り組みを 6 か月間継続した後、2 か月以内に支給申請してください。

ただし、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。

★いわゆる「130 万円の壁」による働き控えの解消を図りたいとお考えの場合は、短時間労働者労働時間延長支援コース(新コース)の申請を検討してみましょう。なお、現行の社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューを利用していたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、新コースでの申請(切り替え申請)も可能となっています。ご不明な点などがあれば、気軽にお声掛けください。

要チェック

令和 6 年度 の精神障害の労災認定件数 初の 1,000 件超え 原因のトップはパワハラ

厚生労働省から、令和 6 年度「過労死等の労災補償状況」が公表されました。そのポイントを確認しておきましょう。

令和 6 年度「過労死等の労災補償状況」のポイント

●脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

- 請求件数は 1,030 件で、前年度比 7 件の増加(うち死亡件数は前年度比 8 件増の 255 件)
- 支給決定件数は 241 件で前年度比 25 件の増加(うち死亡件数は前年度比 9 件増の 67 件)

(次ページへ続く)

●精神障害に関する事案の労災補償状況

- ・請求件数は3,780件で前年度比205件の増加（うち未遂を含む自殺の件数は前年度比10件減の202件）
- ・支給決定件数は1,055件で前年度比172件の増加（うち未遂を含む自殺の件数は前年度比9件増の88件）
- ・出来事別の傾向
支給決定件数は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」224件、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」119件、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」108件の順に多い。

★報道では、精神障害に関する事案の支給決定（労災認定）の件数が増加していること（6年連続で過去最高を更新し、初の1,000件超え）や、その原因のトップがパワハラであること、3位にカスハラが入ったことなどが話題になりました。

こうした現状を見ると、「社員がハラスメントを受け、精神障害を発症し、労災認定される」といった事態を未然に防ぐためにも、相談窓口の設置や研修の実施など、ハラスメント対策をしっかりと講じておく必要性を改めて感じさせられます。

ハラスメント対策についてご質問があればお気軽にお尋ねください。

重要・要確認

令和7年分の年末調整のための各種様式を公表(国税庁)

令和7年12月に行う年末調整においては、基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の改正といった令和7年度税制改正による改正規定が適用されます。

この改正に伴い、年末調整関係書類の一部を変更することが国税庁から予告されていましたが、この度、それらの確定版も含め、令和7年分の年末調整のための各種様式が公表されました。

.....例：代表的な申告書（いわゆる「基・配・特・所」）.....

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

（令和7年12月年末調整用）

所轄税務署長 給与の支払者の名称（氏名） 給与の支払者の法人番号 給与の支払者の所在地（住所） 記帳のしよはこら

（フリガナ） あなたの氏名 あなたの住所又は居所

二次元コード 令和7年分年末調整 公開予定

基・配・特・所

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
(1)と(2)の合計額		円

○控除額の計算

□ 132万円以下	95万円
□ 132万円超336万円以下	88万円
□ 336万円超489万円以下	(A) 68万円
□ 489万円超655万円以下	63万円
□ 655万円超900万円以下	
□ 900万円超950万円以下	(B) 58万円
□ 950万円超1,000万円以下	(C) 52万円
□ 1,000万円超2,000万円以下	48万円
□ 2,000万円超2,400万円以下	42万円
□ 2,400万円超2,600万円以下	32万円
□ 2,600万円超3,000万円以下	16万円

区分Ⅰ (B)のA-Cを記載

基礎控除の額 円

※「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

配偶者の氏名等

（フリガナ） 配偶者の氏名 配偶者の個人番号 配偶者の生年月日

あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所 配偶者の生計を一にする事実

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
(1)と(2)の合計額		円

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額 円

○控除額の計算

区分Ⅱ	①	②	③	④（上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」）
区 A	48万円	38万円	38万円	48万円
区 B	32万円	26万円	26万円	32万円
区 C	16万円	13万円	13万円	16万円

配偶者控除の額 円

配偶者特別控除の額 円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「配偶者の合計所得金額の見積額」の表を参考に記載してください。

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

特定親族の氏名等

（フリガナ） 特定親族の氏名 特定親族の個人番号 特定親族の生年月日

あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所 特定親族の生計を一にする事実

○控除額の計算

特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	控除額
58万円以下	63万円
58万円超85万円以下	61万円
85万円超90万円以下	51万円
90万円超95万円以下	41万円
95万円超100万円以下	31万円
100万円超105万円以下	21万円
105万円超110万円以下	11万円
110万円超115万円以下	6万円
115万円超120万円以下	3万円

特定親族特別控除の額 円

◆所得金額調整控除申告書◆

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与収入金額が550万円以下の場合、記載する必要はありません。

CHECK!



★令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等については、今回公表された各種様式を含め、早めにチェックしておくようにしましょう。

お仕事
カレンダー
8月

8/12

- 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/1

- 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）



◆あとかぎ◆